

令和元年 第11回
教育委員会定例会会議録

令和元年11月12日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2531号
令和元年第11回定例会

日 時 令和元年11月12日(火) 午後11時30分 開会
場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則について

日程第2 協議事項

- 1 港区子ども・子育て支援事業計画(素案)について

日程第3 教育長報告事項

- 1 令和元年特別区人事委員会勧告について
- 2 平成30年度決算特別委員会の総括質問について
- 3 寄付の受領について
- 4 学校法律相談の令和元年度上半期実施状況について
- 5 港区立小・中学校における「平成30年度 学校給食費未納状況」の報告について

- 6 平成30年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について
- 7 後援名義等の9月使用承認について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の9月各事業別利用状況について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 11 図書館・郷土歴史館の9月行事实績について
- 12 図書館の9月分利用実績について
- 13 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 14 11月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前11時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。

○山内委員 はい。

○教育長 よろしく申し上げます。

日程第1 審議事項

1 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第73号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、資料の方を机上の方に差替えということで配布させていただきました。議案資料ナンバー1の方をご覧ください。

事前に配布しました資料に誤りがあり大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ありませんでした。以後、このようなことがないように気をつけてまいります。

それでは、議案第73号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則について」ということで、資料の一番最後についています資料ナンバー1-7の方をご覧ください。

「審議内容」ですけれども、8月27日の第17回教育委員会の臨時会の方でもご審議いただきまして、この上位規則に当たります港区教育職員の給与に関する条例を審議いただきました。その後、第3回定例会で改正をいただきましたので、今回その下位規則となります部分の改正を行わせていただきます。

改正の内容ですけれども、2番の「改正概要」の方をご覧ください。まず、改正対象規則にあります幼稚園教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されたことに伴い、その欠格条項を規定している箇所について削除いたします。

お手元の資料の1-2、それから1-4に新旧対照表がついてございますけれども、まず資料ナンバー1-2をご覧ください。幼稚園教育職員の期末手当の新旧対照表です。下段が「現行」、上段が「改正案」になりますけれども、下段の例えば「支給対象外職員」を定めた第2条の第2項及び第3項、それから裏面になりまして、第10条、それから第12条、それぞれ下線が引いてあります「若しくは失職し」という部分です。こちらは失職した場合、この成年被後見人、被保佐人に該当して失職する場合のみが失職に該当するので、ここを削除する改正を行います。

同様に資料1-4にございます勤勉手当の規則改正ですけれども、こちらも新旧対照表をご覧い

ただけますように、同様にといったとおり「若しくは失職し」という該当する部分、こちらを削除することによりまして、欠格条項に係る部分の削除を行います。

それでは、また資料ナンバー1-7の2番「改正概要」の方にお戻りください。続きまして2段落目になりますけれども、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の施行規則の部分の改正になります。

会計年度任用職員の導入に伴いまして、それとあわせて臨時的任用職員の任用の厳格化が行われましたけれども、この厳格化に合わせまして、その勤務条件についても常勤職員と同様に扱うという考え方から、これまで臨時的任用職員が病気休暇を承認され勤務に服さない場合については給与の減額を行うこととなっておりましたけれども、常勤職員と同様に、給与を減額しないという取り扱いとなるため、その当該の規定の部分の削除するものです。

資料ナンバー1-6の方をご覧ください。幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の新旧対照表となります。下段の「現行」の部分に第11条、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときは、給与の減額を行うという規定、こちらの方を削除するものでございます。

「施行期日」でございしますが、条例と同様に成年被後見人に係る改正につきましては法令の交付の日から6月が経過した日を施行日とするということから、令和元年12月14日とし、臨時的任用に係る改正につきましては、令和2年4月1日から施行ということでやらせていただきます。

なお、8月にご審議いただいてから、条例の審議をいただいてから本日、規則改正ということで約3カ月間ぐらい期間があいてしまいましたけれども、規則の方は上位の条例改正が行われて初めて下位規則の方を改正することができます。10月10日の第3回定例会で給与条例の改正の方が可決されましたので、その後こちらの規則改正の方の受付に入ったところです。なお、この規則改正に当たりましては、人事委員会へ事前に承認の依頼を行い、人事委員会から承認をいただいた上で改正を行うということになっていきますので、そちらの手続も含めて本日の審議をいただくこととなりましたので、ご了承いただければと思います。

私の方からの説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第73号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第73号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区子ども・子育て支援事業計画（素案）について

○教育長 日程第2、協議事項に入ります。「港区子ども・子育て支援事業計画（素案）について」

説明をお願いいたします。

○教育企画担当課長 それでは、本日付協議資料ナンバー1「港区子ども・子育て支援事業計画（素案）について」ご説明をいたします。

本日、机上に緑色のニーズ調査報告書をお配りしましたが、事前に皆さんにお渡ししたものと同じものですので、閲覧用として置かせていただきましたので、必要なければ終了後、置いたままお帰りいただければと思います。

「協議内容」でございます。令和2年度から令和6年度までを計画期間とする港区子ども・子育て支援事業計画（素案）のうち、教育委員会が所管する事業等についてご協議いただくものです。

項番1「計画の概要」でございます。説明につきましては、資料ナンバー1-2、タブレットでは82分の3になります。「港区子ども・子育て支援事業計画（素案）の概要」をご用意ください。

項番1「港区子ども・子育て支援事業計画の全体像」でございます。ページ左「前計画」と表示しておりますのが現状の計画、右「本計画」とございますのが今回素案でお示しする策定中の計画についてです。「基本理念」や「将来像」でございますが、子育て家庭を地域全体が協働して支援することで子どもが自立し、健やかに健康に成長できる環境の実現を目指すことや、そのために子ども・子育て施策の充実に取り組むといった内容をほぼそのまま新しい計画に引き継いでおります。

計画の体系でございますが、現状の計画では九つの基本方針に基づき、事業を実施してまいりました。今回の計画策定に当たりましては見直しのポイントで記載しました、例えばⅢの児童相談所の設置、Ⅵの法改正、社会情勢の変化を踏まえまして、それぞれ掲載内容を改めますとともに、一番右下に記載いたしました（10）「子どもの未来を応援する施策の充実」を基本方針に加える予定でございます。これは、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子どもの貧困に関する市町村計画の策定が努力義務化されたことから、子ども子育て支援事業計画に基本方針として取り込み、港区としての市町村計画とするものです。

資料を1枚おめくりいただけますでしょうか。項番2「港区子ども・子育て支援事業計画の目的等」でございます。この計画は幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園、保育園、地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保、区の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものでございます。

項番3「計画の期間」につきましては5年間になります。

項番4「前計画の評価」には、概要として主なものを記載しております。教育委員会にかかわる部分では、（1）の「また」以降でございますが、公私立幼稚園全体での受入体制の確保、（3）公道の散歩ルートの一斉点検、（4）在宅で子育てを行う家庭への子育て情報や育児相談の場の提供を掲載しております。

項番5「教育・保育の提供区域」でございますが、この計画では教育や保育の量の見込み、需要や就園希望者数などと確保策、提供数、定員などを算定するに当たって、必ずしも市町村一つという訳ではなくて、地理的状況に応じて複数の区域に分割することなども可能でございますが、港区については比較的交通機関が発達していること、居住地区を越えた施設利用があるといった現状を

踏まえまして、港区全域を一つの区域と考えて計画を策定いたします。この点については現状の計画も同様に一つの区域という形でやっております。

項番6「量の見込みと確保策」、続けてページの項番7の「教育・保育の一体的提供」については後程、素案をご覧くださいながらご説明いたしますので、今は割愛をいたします。

項番8には、主な新規事業を掲載させていただいております。

項番9「進捗管理」につきましては、この計画の進捗状況や項目や評価は、庁内の検討組織である子育て支援推進会議や外部委員も参画いたします子ども・子育て会議に諮り、見直し等を行いながら施策を推進してまいります。

概要に基づく説明は以上でございます。

続いて、計画において教育委員会が所管する事業等についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料ナンバー1にお戻りいただけますでしょうか。資料ナンバー1の項番2「教育委員会が所管する事業等」に基本方針ごとの事業を掲載しております。このうち、主なところを素案によりご説明を申し上げます。素案につきましてはタブレット82分の6以降になります。

初めに、タブレットですと82分の35、ページで言いますと26ページ及び27ページになります。こちらに幼児教育の量の見込みと確保策を掲載しております。初めに、量の見込みの算出方法でございますが、こちらの推定人口に就園希望率を掛けて算出をしております。ただし、これまでの希望率の減少傾向を考慮しまして、過去3年間の希望率の減少幅、平均1.1%を令和2年度から令和4年度までの3年間について逡減して算出をしております。米印の二つ目に記載しましたように、幼児教育・保育の無償化については、量の見込みには大きく影響しないというふうに想定をしております。

港区においては無償化の主な対象となる3歳から5歳の子どもについて、その多くが既に教育・保育施設に通っているということから、無償化によって新たに施設の利用希望が増加するとは見込んでおりません。また、就園先の決定には経済的な負担感よりも保護者の就労状況が影響すると考えられ、保育料の無償化が幼稚園と保育園の利用意向に大きく影響するものではないと想定しておりますが、今後の動向を注視していく必要があるというふうに考えております。

次に、確保の方策でございます。この部分については令和元年度時点の区立及び私立幼稚園、区立認定こども園の1号認定部分、特別支援学校の幼稚部部分、つまり1号認定で就園する部分の定員を確保数としております。見込みと確保数の数値を26ページの下部の表に落とし込んでおりますが、過不足としては、計画期間中を通してプラスの数字となっております。つまり、必要な数が確保されている状態となっております。このように区全体としては定員枠が確保されているという状況でございますが、芝浦幼稚園や南山幼稚園のように、一部待機している幼児が多い地域もあることから、そのような地域に重点を置いて、土地の確保も含めた区立幼稚園の定員増について検討すること、区内私立幼稚園に対して定員拡大等、より多くの港区在住幼児の受け入れについて要請することを確保の方策に記載をしております。計画事業としては27ページに3事業を掲載しております。

次に、タブレット82分の48、ページで言いますと39ページをお開きください。一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育）の量の見込みと確保数でございます。初めに、量の見込みでございますが、平成30年度の利用実績から算出をしております。区立幼稚園については最も利用が多かった月の利用者数を年間に換算して算出をしております。先程、幼児教育の箇所でご説明を差し上げましたように、近年幼稚園就園率が逡減しており、預かり保育はその園に在園している幼児のみが利用できるものであることから、令和3年度以降の量の見込みに各年度の変動率を乗じております。

次に、確保の方策でございます。現状、区立幼稚園12園全園で、子育てサポート保育を実施済みであり、私立幼稚園では新たに預かり保育を実施する予定がないことから、現在の定員を確保するとしております。過不足としましては、計画期間中を通じてプラスの数字ということになっておりまして、必要な数が確保されている状態になっております。

計画事業としては①「預かり保育の充実」として区立幼稚園全園での預かり保育の実施と保育内容の充実ということを掲載しております。

次に、ページで言うと44ページ、タブレットで言うと53ですが、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてということでございます。具体的には、今年度10月からの幼児教育・保育の無償化に際しまして、私立幼稚園における給食費のうち、副食費部分、いわゆるおかずの部分について低所得世帯及び第3子に対して月額4,500円を上限とする給付事業を開始しております。この事業は、子ども・子育て支援法における実費徴収に係る補足給付を行う事業というのに位置づけられておりまして、これを実施する側には、子ども・子育て支援計画に従って実施するというようにされていることから、新規に記載をするものです。

対象者は私立幼稚園の在園児に限られますが、私立幼稚園に就園する子どもの人数がここ数年概ね一定であることや、そのうちの低所得世帯及び第3子の人数については大きな変動はないと見込むことから、令和元年度における対象者数を今後5年間の量の見込みとしております。確保策としては、給付に必要な予算を確保していくということになります。

基本方針3以降は、主な事業をご説明いたします。45ページ、タブレットでは82分の54をお開きください。基本方針3「教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」についてです。

(1)「教育・保育の一体的提供」の部分で、いわゆる認定こども園に関する区としての取り組み方を計画事業として掲載しております。前計画の段階では待機児童解消のため、認可保育園の整備に優先的に取り組んできたことから、区立芝浦アイランドこども園以外の認定こども園の設置をしてまいりませんでした。保護者がより多様な教育・保育施設の中から就園先を選択できるように、新たな認定こども園を設置する場合における整備・運営手法等について検討をすることとしております。

また、ページで言うと57ページ(5)「障害児施策の充実」の事業としまして、その次のページにあります③「幼稚園における特別支援教育の充実」、特別支援アドバイザーの訪問、指導・助言と、区立幼稚園における介助員の配置や障害児を受け入れる私立幼稚園に対する経費の補助につ

いてを掲載しております。

ページの下部の⑧では「特別支援教育の推進」として、区立小学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対する看護師、臨時職員の配置や、支援策の検討のほか、特別支援学級における児童一人ひとりに応じた多様な教育の充実等を計画事業として掲載しております。

続いては68ページ、タブレットでは82分の77をお開きください。基本方針10「子どもの未来を応援する施策の充実」でございます。この方針のもとでは、市町村計画に基づく取組として、

(1)「教育・学習の支援」では「生活困窮世帯への学習支援」、(2)「生活環境の安定の支援」では、相談体制の整備としての、学びの未来応援ケースの会議の開催やスクールソーシャルワーカーの派遣等を掲載しております。また(3)「経済的安定の支援」では、②「教育にかかる経済的支援の充実」として、就学援助を初めとする支援について記載しております。

駆け足となりましたが、計画において教育委員会が所管する事業等について主なところをご確認いただきました。

最後に「今後のスケジュール」でございます。恐れ入りますが資料ナンバー1にお戻りいただきまして、2ページ目の項番3「今後のスケジュール」をご覧ください。

本日ご意見をいただいた内容を踏まえまして、11月中旬に素案を決定し、その後今月下旬に予定される常任委員会への報告を予定しております。その後、パブリックコメントを実施し、再度内容を精査した後、令和2年度中に計画を決定いたします。

説明は以上です。よろしくご協議の程をよろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

総合教育会議は全員出ていないですね。

○教育企画担当課長 私は出ていました。

○教育長 出ていた。

○教育企画担当課長 はい。

○教育長 その場で山内先生が言われた、その虐待の関係で周産期医療の際に、そういった対応が非常に重要ですよとお話いただいたのですけれども、この「子ども未来応援施策」の計画を基本方針10に入れているのですけれども、その辺はどう考えるかといっても答えられないのでしょうか。

○教育企画担当課長 そうですね。

○教育長 というのは、この基本方針というのがその区市町村の努力義務にされた計画なのだけでも、一つの方針の中にこう入れ込んでいるので、確かに「教育・学習の支援」から、最後の「地域で子どもの未来を応援する体制の整備」とか書いてあるのだけれども、新しいこととか、今までやってたものでこんな問題があるからこう変えますよというのがあまりこう見られないのです。新しいものが、一つだけでしょう。「ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実」。「新規事業」と書いてあるので、これぐらいかなと思うのだけれども。何か目新しいものが全然見えないのだけれども、要は未来応援施策の部分での議論というのは、この支援事業計画全体では色々こう書

かれているのだけでも、特にここの部分での今までの子ども家庭支援部、保健福祉支援部、それから教育委員会でどの方法で議論して積み上げてきたのかというのが、見えないですね。新規事業が1本しかない。むしろ今の方が、これらの事業を並べて、100を超える事業をやっているでしょう。それが、これで全部おさまってしまうのか。その議論というのは、どうされてきたのかと。これ教育企画担当ではないかもしれないですけども。

○教育企画担当課長 分かる範囲でのご説明になってしまいますけれども、その子どもの未来応援施策の推進法のもとで、推進計画とか実施計画、市町村計画を立てるという形になり、この取り込みをしていくというのはもちろん庁議の方でかかっておりました。ここについて教育と区長部局とで何ていうのでしょうか、一体的な会議を持ってということろは、子ども未来応援施策の部会を立てて、専門議会を立てて協議をしてまいったところではあるのですが、教育長がおっしゃるとおり、これが計画としてしっかり議論され尽くしたかというのは私の個人的な意見になってしまいますが、ちょっと微妙なところだと、今、思っています。子どもの貧困対策については、今、ちょうど国の会議において、子どもの貧困対策会議では、大綱がちょうど制定をされている最中ということで、11月初旬にパブリックコメントが出ているようです。最終的にその大綱が策定されてしっかりと決まった段階で、ここはもう一度検討しなければいけないところなのではないかなというふうには考えています。あと、先程、教育長がおっしゃられた「新しい施策というのが一つしかない」というところも、今、来年度の予算の計上に向けて、庁内で検討を進めているところですので、そこがしっかり決まってくればと考えます。今、素案の段階ではこの状況になるのかなと思いますけれども、最終的な案、成案にするときにそこも取り込んだ段階で出していくのではないかと。そこについてはまた教育委員会にお諮りしたりですとか、子ども家庭支援部と会議等を開きながらやっていくのかなというふうには考えています。

○教育長 そうすると、この子ども未来応援施策の計画の基本方針の10について言ったけれども、その来年度予算が今審議されているというか、検討されている最中なので、その部分は一切新規事業、あるいはレベルアップの部分については書かれていないという理解でいいのですか。

○教育企画担当課長 一定層の、大体オーソライズがとれている部分、このひとり親の家庭の経済的支援についても新規で来年度予算ですから、査定は全部全て終了している訳ではありませんけれども、そこはもう載せられる範囲では載せているということになるのですが、まだここに切り切っていないものはあるということだと思います。

○教育長 そうするとスケジュール、これでパブリックコメントをやったとしても、後追いで入ってくる訳ですよ、予算案が固まった段階で。だから1月ぐらいに入り込むのでしょうか。そうすると、それを、入り込んだものを区民に、せっかく今の時点でパブリックコメントをやるけれども、パブリックコメントの意味が全然ないということはないのだけれども、かなり薄れてくるのではないですか。区としての計画の全て、素案なのだけれども、中に出していない訳でしょう。そこはどう考えるのですか。これは、別にこの支援事業計画だけではなくて、個別計画、基本計画を令和3年度から載せているのではないですか。そうすると同じ内容なの。令和3年度予算との絡みでは同じ

ではない。だから、そういう意味では、今までも区としては、いつもそういうことをやってきた。だから、支援事業計画、この時期にパブリックコメントをやるのは早過ぎなのではないかと思うのだけれども。そこも大きな話なのだけれども。

○教育企画担当課長 そこについては、子ども家庭支援部と調整というか協議しないとお答えがなかなかできないところかなと思います。

○教育推進部長 教育長、よろしいですか。極力スケジュール日程、庁議、それから常任委員会報告が11月下旬になるのですけれども、12月のパブリックコメントまでに何とか調整できるものはして、パブリックコメントにはせめて間に合うように庁内調整はしたいと考えていますけれども、それは子ども家庭支援部の事業もありますので、調整しながらやっていきたいと思っています。

○教育長 そうなると、今日ここでの審議、それから両委員会での報告というのは、どういう意味を持つのでしょうか。

○教育推進部長 現段階でできている素案についての審議をいただくということなのですけれども、これに追加するようなものがあれば、また改めて審議、協議をしていくという手続が必要になってきます。

○教育長 教育委員会では。

それで、ここには書いてないけれども、庁議もそういうことになりますか。パブリックコメント前にそれで、いいのですか。

○教育推進部長 はい。

○教育長 分かりました。そうすると委員会報告をもう一回で第二弾をやらないといけないですね。

○教育推進部長 そうなると思います。

○教育長 そうすると、そんなに急がなくていいのではないのでしょうか。今やらなくて、いいのではないのでしょうか。

○教育推進部長 子ども子育て支援事業計画自体が、このスケジュールに乗らないと間に合わないもので、その中に子どもの未来応援というのを調整していますので、それに合わせてスケジュールを。

○教育長 いや、そういうことではなくて。このパブリックコメントを12月の実施前にもう一回、予算云々で検討されている事業等を入れるのでしょうか。 それを入れるのであれば、また教育委員会、庁議、それで委員会報告もするのでしょうか。その時点でいいのではないのでしょうか。

○教育推進部長 この事業があるということがあらかじめ分かって目算がついていれば、そのスケジュールでもいいと思うのですけれども、まだそこまで庁内調整がつくかどうかというのは未定な事業もあるので、とりあえず素案がここまでの努力で出てきているので、これはこれで審議をしていただきたい。

○教育長 明日、庁議で同じ話を質問しなくてはいけないということになってしまいます。重要なスケジュールですよ。パブリックコメントというのは、こういうものを区がやり、令和2年度からはこういう事業をやっていきますよ、それについて何かご意見「この事業はいらない、もっとこういう視点で入れてほしい」というので、ここを土台にして意見をもらう訳でしょう。それが要は

何割か分からないけれども、いずれにしても100%ではないという状況で意見を聞くというのはどうなのかなということでの質問なのです。それ以上答えられないとは思いますが、教育委員会だけではないので。それは、明日、庁議ですけれども、明日言うのが一番早いのかもしれないけれども、子ども家庭支援部にも言うておいてください。そういう話が教育委員会、今日の定例会で出ましたと。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今日の位置づけは、今こういう方向で事業計画をつくっていますという報告に近い議題だという理解で、もう一回これが出てきますか。

○教育企画担当課長 そうですね、庁議で明日審議されますけれども、その審議内容を踏まえたもので最終、11月21日にももう一度内容をお示しする形になります。

○山内委員 では一つ質問ですけれども、こういう色々な部署のやっている事業をまとめて全体の関連をイメージするというのが非常に大切なことだと思いますけれども、その際に一つはその意味づけをどうその所管の中での意味づけに加えて、ほかの部署から見た意味づけをどうそこに加えていけるかということで、同じものをやってもその実質的な効果がより広がっていくようにできるかどうかで違いが出てきますから、そういう意味での議論というのが大事なのだろうというのはこれを読んでいて思いました。

それから一点は質問で、ただ量的なことが、今までの経過が書かれています。当然その量的に、その必要なニーズに対して量的に満たすということが重要だし、今後もそれを満たし続けるように見込みを立てていくということも当然大事ですけれども、一方で、実際にそれをやったことの、それにかけたコストとそれから実際に得られた成果、それとのバランスを研究しながらより実効あるものに、あるいは費用と効果のバランスで見て、より効果が上がるようにしていくとか。同じことをするのであればなお、より効果が出るようにというような、そういう検討も常にしていくことが必要だと思いますけれども。そういう観点からの検討とか評価というのは、実際にどういうふうになされているのかというのを教えていただければと思います。

○教育企画担当課長 量的なところの評価以外にも、そういった事業の推進については子ども子育て会議といった外部の進捗会議がございますので、そちらの方に諮ってその意見をいただいて、答申等をいただくという形をとっております。例えば幼稚園の定員数とかにつきましては、前回の教育委員会でもご報告を差し上げましたけれども、今の抽選状況であるとか、待機状況であるとかをつぶさに見ながら定員数の確保等を行って来るといった形で、各部局で保育についても幼稚園についても、そういったところは検討を重ねながらこの数を出しているような形になっているところとあります。

○山内委員 例えば一つ例を挙げると、ちょうど今日話題になった例えば乳幼児の家庭の訪問とか。ちょうど36ページに「乳児家庭全戸訪問事業」というのがありますけれども、ここには見込みと実施数が書かれています。おそらくまず全部実施できるようにするというのが大事な訳ですし、それが実施できているかどうかを検証するというのももちろん必要なのですけれども。例えばこれを

したことによって、どれだけ例えば産後うつの人を把握できて、そして適切な医療機関につなぐことができたのか、あるいは虐待の予兆を見つけてそれに対して対応していくとか、そういう実際の精査の部分を中心にさらに加えて評価していくということが実は重要で、単に数を満たせばいいというよりは、それによってどれだけ本来目的としたことを達成できているか。そういう意味で、コストと成果のバランスをどう評価していますかという質問をしたのです。何かそういうものがもう少し可視化できるようになると、よりそれがさらに効果が出るようなサイクルが回り出すのではないかなというふうに思いました。

○教育企画担当課長 山内先生のご指摘は大変重要なところだと思います。ありがとうございます。この計画の中にこう取り込みを全てできるのかどうか、全体にかかわることになりますので、検討はしないといけないと思いますので、そういった回答にさせていただきたいのですが。

○教育長 よろしいでしょうか。

○教育推進部長 補足です。この計画については、73ページに記載がありますように計画の推進体制、子ども子育て会議であったり、庁内組織でPDCAサイクルを回していきますよというものがあるのですが、具体的な数値での評価というのは、区の事務事業というのは全て事務事業評価制度ということがありまして、全事務事業についてその効果ですとか実績というものを検証するようになりますので、そういう中でやっています。

○山内委員 そういう意味では、せっかくそれをされているのであれば、その中でより必要なところをこういう資料の中にも盛り込みながら実際に成果が出ていることを見せる、あるいは成果が不十分であればそれを改善するためにさらにどういう工夫を加えるかというものが書き加わってくると、非常に意味のあるものになってくるのではないかなというふうに思います。

○教育長 今の関連で、唯一この中で載っているという13ページで、現在ある支援事業計画の結果というのが出ているのですが、普通の個別計画なり基本計画とは、このレベルではないのではないですか。もう少し細かく書き込んでいないですか。山内先生が今言っているところなのですか。この中に、これだというのが「こうやりました」だけではないですか。今ちょっと基本計画を持ってきてもらえるようお願いしているのですが、このレベルではないのではないのか。もっと現計画の評価というのを詳しくやっていないのか。それがあって第3章につながる訳でしょう。この意味は、ただ単にこれを書いているだけではないのだと思います。

○教育推進部長 基本計画はそこまで書いていない。

○教育長 個別計画は。

○教育推進部長 個別計画はそれぞれの事業についての課題を洗い出しているみたいですが、

○教育長 例えば何でもいいのですが、これは32年度までの基本計画、実施計画で個別の施策、1の「都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる」の「世界に開かれ先駆的で活力あるまちの基盤を整備する」というのが。現状はこうですと、特別区内の市街地生活状況の実施状況がグラフで出ていたり、電線地中化率がどこまでいっているとか、自転車走行区間の整備延長が今までどこまで来ましたよと。29年度までの報告、だから30年度、前の年までで

すね。見込みも含めて書いてあるし、各事業における道路整備だと、29年度は地中化の整備延長が6,860メートルとか書いてある。数字で書いてありますよ。こういうふうやってきたけれども、こういう今、結果です。だから、次からはこうしますというのでこの数字が生きてくるのでしょうか。だから、これ書き足りないのではないですか。この13ページ1枚でおさめると。1枚ではない、次のページの上まである。ということをお山内先生に今言っていたので、それも子ども家庭支援部に伝えてください。

○教育企画担当課長 分かりました。

○教育長 おそらく庁議では誰かが言うと思いますよ。

○教育企画担当課長 ただ、各事業内容のところでは、各事業につながる現状と課題というのは掲載するような形をとっていますので、13ページのところは主なものを抜き出しているような形の構成にはしておるのですけれども。

○教育長 これではアンケート調査ですよ。現状と課題は、まさにこれでしょう。

○教育企画担当課長 それから抜き出したものもありますし、ほか。そうですね、統計調査等の結果のところは、基本的にはそのニーズ調査から抜き出したものというような形になっています。

○教育長 いずれにしても、計画というのは今現在の計画があれば、あるいはなくても今現在こうなのでこういうものをやる必要がある。こういう方針でやっていきます。具体的にはこんな中身ですというパターンで書かれるのではないですか。そうでないと、ただ計画をつくって何でそんなことやるのとなってしまう。だから、これで足りるのかどうかという視点でちょっと議論していかないといけないと思います。

○山内委員 ありがとうございます。特に子ども子育て支援の場合には、やはりその目的は何なのかという、その目的に合わせた成果が出ているかどうかという評価がやはり重要になってくると思って実は指摘したのです。ですから、さっきの36ページも数字としては、どれだけ実施をしていくかという実数は書かれているのですけれども、例えばこの全戸訪問の事業にしても目的は単にその全員に訪問するということが目的ではなくて、それによって例えば相談に応じるとか次のサービスにつながるとか、あるいは産後うつ予防につながるとか、それが最終的な目的な訳なので、そういう実際の目的をどれだけ達成できているだろうかという、かつその次の評価ですよ。プロセスの評価ではなく、それによってどれだけ成果が得られるか、そういう部分がさらに加わってくると、よりいいものになるのではないかという意味で申し上げたという次第です。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 令和元年特別区人事委員会勧告について

○教育長 日程第3、教育長報告事項に入ります。「令和元年特別区人事委員会勧告について」説

明をお願いします

○教育長室長 それでは、報告資料ナンバー1の資料の方をご覧ください。「令和元年特別区人事委員会勧告について」ご報告差し上げます。

特別区人事委員会から10月21日に23区の区長及び議長宛に、今年度の職員の給与に関する勧告がございました。

まず内容ですけれども、1の「概要」の(1)月例給につきましては、引下げということで、特別区内の企業規模50人以上の民間事業者837事業所を調査し、本年4月1日時点での特別区職員の給与が民間従業員の2,235円、率にして0.58%上回っていたということで、この公民較差を解消するため、幼稚園教諭を含めた全職員の給料の方を引下げる勧告が出されました。

また(2)の特別給の支給月数ですけれども、こちらにつきましては、現在職員の支給率4.5月ですけれども、民間事業者に支給された特別給の割合が年間4.65月ということで、0.15月職員の支給率の方が下回っていたことから、年間の支給月数を0.15月引上げて、4.65月とする勧告が出されています。

この勧告につきましては、現在、特別区の職員労働組合連合会と区長会とが交渉を行っており、11月中旬から下旬を目途に交渉を行っているというふう聞いておりますけれども、勧告どおりに妥結し実施されることとなった場合につきましては、11月下旬あるいは12月上旬の教育委員会で港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてご審議をいただく予定です。その教育委員会でご検討いただきました後、第4回港区議会定例会の方に議案として提出し、条例の一部を改正し、またその可決後、必要な規則改正の方を行ってまいります。

簡単ですけれども、私の方からは以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○山内委員 議題の本旨からは外れますけれども、資料を拝見していて、この3ページの「人材の確保」というところですが、ちょうど、定例会議に出るので、児童相談所の職員をどうやっていい人を採用するかというのは非常に鍵になるということが話題になりましたけれども、ここで児童相談所などの経験を求める採用制度について記載がありますけれども、今日のこの議題からはちょっと離れてしまうかもしれませんが、そういう児童相談所の職員をどういうふう採用しようとしていて、うまくいっているのか。これを見ると苦労されているように読めるのですけれども、その点を教えていただく。または、どうすればいい人がとれるのかということでの、これは区を挙げてきっと協力しなければできないことだと思いますけれども、まず見込みについて、もしお分かりであれば教えていただければと思います。

○教育長室長 済みません、実際の今の児童相談所での将来的な職員の採用について詳細についてはちょっと把握しておりませんが、勧告の方の本文の方をちょっと読ませていただきますと、児童相談所等での経験を求める採用制度が新設され、その採用制度では申込者数が昨年度よりも全体で46%増加したか、児童相談所等での経験を求める採用制度では、申込者数が採用予定者数に達しなかったということで、まだかなり厳しい状況なのだろうと思います。今、先程の総合教育会

議の方で区長の方からも少し話があったかと思えますけれども、区としても採用した職員あるいは区のこれまでの職員の中で、希望する職員などをほかの自治体などに派遣をして今育成も図っているところですが、おそらくまだ港区だけで30人ぐらいの職員が必要になると聞いています。この採用制度については23区共通の制度になってしまうので、なかなか港区だけということは難しいかもしれませんが、今後人事当局の方でこういった必要な人員の確保についてはさらに強化が必要だという認識は持っていると思いますので、この人事委員会勧告を受けて区長側で協議をして、区長会としての検討が引き続き行われるものと考えております。

○山内委員 ありがとうございます。おそらくこれはそういう何ていうのでしょうか、都で共通した基準、どうするかという問題はあるにしても、要は各区の間が取り合いの中でいい人が港区に来たいと思えるようにするかということですから、そういう意味ではこういうある意味専門的な技能を持った人を集める場合には単に報酬だけではなくて、やはりここに来るとどういった専門性がさらに高まるかとか、そういう魅力をどう見えるようにしてあげるかということも一つ必要だと思うのです。ここの港区だったら自分の専門性がこんなふうが高まるのだ、そしてそれが将来にプラスに、自分の力にもなっていく。何かそういう環境づくりですよ。案外そっちの方がいい人を集めるためには重要なのかなというふうに思いますので、その点もぜひ検討されるといいと思います。

○教育長室長 ありがとうございます。今いただいた貴重なご意見、児童相談所の準備担当、それから人事当局の方にも伝えさせていただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

今回の人事委員会の勧告が出た時に、教育委員会にも通常はないのだけれども、情報提供しなければいけないという一文が入っていて、それは何かなと思っているのだけれども、この4ページの、やはり今、山内先生が言われた意見の中の一つとして、4ページの1の(6)の保育教諭への対応というのがあるのです。これが今回意見として出ているのだけれども、これちょっと今現在新たな職、今どんな問題があって新たな職のあり方を整理することを加速しないといけないのかというのをちょっと教えてくれますか。そちらの方が分かるかな。

○教育指導課長 認定こども園での働く方ということで、保育士と幼稚園教諭は給与表がもともと違うではないですか。そこがやはり課題なのだと、同じ子どもを扱っているながら。その部分について改善をなさいたいというところで今、その検討がなされているということがあります。

以上です。

○教育長 それは、検討しているのですね。

○教育指導課長 はい。

○教育長 そうすると、認定こども園がどんどん今増えてきているので、そこで加速しないといけないということですか。

○教育指導課長 はい。特に東京よりも地方の方が、認定こども園が増えていますので。

○教育長 でもこれ特別区の。

○教育指導課長 それはそうなのですけれども、特別区でも結局、目黒などは認定こども園を相当

増やしてきていますので、港区は増えていませんけれどもというところですね。

○教育長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成30年度決算特別委員会の総括質問について

○教育長 次に、「平成30年度決算特別委員会の総括質問について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは私の方から、決算特別委員会での総括質問について紹介をさせていただきます。報告資料のナンバー2の方をご覧ください。

今回6人の方からテーマについてご質問をいただいています。その中からいくつかご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず3ページ目の上段、これは自民党の清原和幸議員からのご質問で、「幼稚園への入園需要の把握と必要な定員の確保策について」というご質問です。質問の要旨としては、幼児教育・保育の無償化で、保育園や幼稚園などへの入園の希望者が増加すると思われるが、今後も引き続き需要の動向を注視して待機児童が発生しないように保育園や幼稚園への入園ができるよう定員の確保に向けて取り組んでいただきたいというご質問です。

回答としては、教育委員会では区立幼稚園の定員拡大を段階的に進め、3歳児定員を10年間で355人に拡大し、また3歳児定員にあきのある区立幼稚園も出てきていますけれども、依然として応募倍率が高い園もあるということで、幼稚園への入園需要を的確に把握し、園舎改築等による区立幼稚園の定員増員について検討するとともに、区内私立幼稚園に対して定員拡大と、より多くの港区在住の幼児受け入れについて要請し、公私立幼稚園全体で、必要な定員確保に努めてまいりますという答弁を行っています。

続きまして一つ飛びまして5ページ目、公明党議員団の杉本とよひろ議員のご質問で、いじめに対応する力「レジリエンス」を身につけさせる教育についてというご質問がございました。質問の要旨としては、学校ではいじめへの取組を強めてきているけれども、子どもたち自身の力によっていじめに対処できるよう教育も必要ではないか、子どもたちにいじめに対処する力「レジリエンス」を身につけさせる具体的な取組についての考え方を伺いますというご質問です。

答弁としては、現在各小・中学校では道徳の時間などで東京都教育委員会が作成した学習プログラム、人権尊重プログラムを活用し、いじめの被害者や傍観者などの役割を疑似体験させるなど、いじめ問題に対応できる力を発達段階に応じて身につけさせています。教育委員会は「レジリエンス」を身につけさせるよい実践例を生活指導主任会で紹介したり、各学校を積極的に支援して、子どもたちがいじめに対して主体的に行動する力を育成できるよう積極的に取り組んでまいりますと答弁いたしました。

続きまして、7ページ目のところをご覧ください。共産党の風見議員から、学校給食の関係でいくつか無償化等の質問が出ておりますけれども、無償化については毎回同様の趣旨のご質問内容ですので、2番目の「学校給食のパンの安全確保について」「パンの農薬グリホサートの残留検査について」という質問を紹介させていただきます。質問ですけれども、発がん性があると指摘され使

用を規制する国が増えている農薬のグリホサートが日本国内で販売されているパンから検出されたとの報告があり、アメリカ、カナダ産輸入小麦を使ったパンからそれが検出されているそうですが、区立小・中学校給食のパンはアメリカ、カナダからの輸入小麦を使っている。大至急、学校給食のパン（小麦を含む）の残留農薬グリホサート検査を検査機関に依頼することというご質問です。

答弁としましては、学校給食のパンは武蔵野市を除く都内全学校にパンを提供している公益財団法人東京都学校給食会が、農林水産省、厚生労働省の残留農薬基準に関する検査に合格し、輸入した小麦を使用しているというものです。このことから区独自で検査を行うことは考えていませんが、今後とも国の動向を注視するとともに東京都、公益財団法人東京都学校給食会からの小麦の安全性等に関する情報の収集に努めてまいりますという答弁をいたしました。

最後に9ページの玉木委員からの「区立中学校と（仮称）都立新国際高校との連携について」というご質問がありましたので、紹介をさせていただきます。質問要旨としては、区立小・中学校ではこれまでも国際理解教育を進めてきましたけれども、そういった子どもたちの受け皿として、これから整備される都立新国際高校との連携が実現することは区の教育として望ましいのではないかと、都立新国際高校との今後の連携についてお尋ねです。

回答としては、開校が予定されている都立新国際高校は国際社会においてよりよい未来を築く人材を育てる教育理念を掲げております。区立中学校とこうした都立新国際高校は国際人を育成するという共通の目標のもと、さまざまな連携ができるものと考えており、この連携により、英語教育やキャリア教育等において区立中学校の魅力が高まることが期待できます。実現可能な連携について、調査研究してまいりますと答弁をいたしました。

ほかのご質問については、また後程ご覧いただければと思います。報告は以上とさせていただきます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 寄付の受領について

○教育長 次に「寄付の受領について」説明をお願いします。

○教育長室長 報告資料のナンバー3をご覧ください。先日、土曜日の御成門中学校の開校50周年式典の中でもこちらの寄贈された校歌レリーフのお披露目が行われましたけれども、9月27日付で御成門中学校開校50周年実行委員会委員長、丸哲夫様より開校50周年の記念品として、地域や学校に思いを寄せる方々から協力して校歌レリーフを寄贈することとしたということで、見積価格150万余のレリーフの方の寄贈が行われました。今後、寄附への申し出をいただいた方への受領書、お礼状、それから感謝状を学校を通じてお送りする予定でございます。

簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

この報告事項は以上とさせていただきます。

4 学校法律相談の令和元年度上半期実施状況について

○教育長 「学校法律相談の令和元年度上半期実施状況について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー4「学校法律相談の令和元年度上半期実施状況について」ご報告いたします。

今回の報告対象期間は平成31年4月1日から令和元年9月30日までです。

項番1「相談回数」です。報告対象期間において学校や園から担当弁護士への相談を行った回数を単純に足し上げた延べ回数は25回でございました。また、学校法律相談では、保護者の同意が得られれば担当弁護士が学校と保護者との面談の場に同席することができるようにしておりますが、このケースは上半期はございませんでした。

1枚おめくりいただきまして、別紙1「学校法律相談実績集計表」をご覧ください。この表は縦軸に案件の発生原因、横軸に相談内容を取りまして案件を分類したものでございます。上半期は「学校運営的事項への助言」を行った件数が多く、総数25件のうち19件がそちらに分類をされております。このうちで事例を紹介いたしますと「子ども同士の事故・トラブル」を原因としたものとして中学校であったケースでございますけれども、傷害の被害を受けた生徒の保護者から加害生徒の住所の開示や保護者会での事件の説明、保護者同士の話し合いの場への校長の立ち会いを求められたこと等への対応方法の相談が断続的に3回ございました。

「保護者のトラブル」に分類したものとして、こちらも中学校であったケースでございますが、保護者から長時間にわたる電話があり、それに苦慮しているという相談がございました。電話の内容としては、学校の対応とは直接関係のない教師個人への人格否定や、既に謝罪をして解決済みであると思われる事項を蒸し返すなどがありまして、次第に激高して暴言ともとれる内容で長時間にわたるといふことで、これにより現場にも支障を来すため、そのようなことは控えてほしいということをお伝えたいが、どのようにしたらよいかといった相談でございました。このケースでは、保護者が生徒を登校させたくない、させない状態にもあるとのことで、学校としては保護者とのコミュニケーションをとりたいと考えておりまして、弁護士からも文書で対応するとか、場合によっては電話でなく時間を区切って面談をする方法がよいのではないかとといったアドバイスを行っておりますけれども、なかなかうまく進展できない状況にあるということです。

上半期については直接法律的な事項での相談が少なく、外部の冷静なアドバイザーとしての弁護士に、校長先生がさまざまな助言を求めて対応をともに考えていくというケースが多かったようでございます。このようなことに弁護士が親身になって相談、対応してくれるところが港区の学校法律相談の大きな強みの一つではないかと考えております。

続いて別紙2「令和元年度 学校法律相談研修会実施結果」をご覧ください。今年度は7月31日に御成門小学校ランチルームを会場に学校長・幼稚園長34名、港区法曹界から23名、合計5

7名にご参加いただくとともに、教育委員会の委員の先生方にもご出席いただきました。ありがとうございました。

項番1(4)にごございますように、今年度のテーマ「学校事故の問題について」ということで、近年の猛暑を踏まえて熱中症事故に関する判例の紹介や、その他さまざまな学校事故に関する判例等を弁護士お2人の方からご講義をいただいております。校園長、法曹会ともにアンケートをとらせていただきまして、10ページ以降にその結果をまとめております。1枚おめくりいただいた(2)「校長・園長からの回答内容」の項目1のところに、今回の研修会についての全体的な印象をお尋ねした結果を掲載しております。「良かった」「どちらかといえば良かった」が大部分を占めておりますけれども、1件「良くなかった」という回答をいただいております。理由としては、今回は講義形式で事例を紹介するという形で実施しましたが、グループ討議等を取り入れて弁護士との意見交換をしたかったというご意見でありました。この点は、自由意見の中でも複数の先生方から同様のご意見をいただいております。今年度はご紹介する情報量の方を重視して、講義形式での実施といたしましたけれども、校園長だけではなく、法曹会側からも同様のご意見をいただいておりますので、次年度は討議やディスカッションみたいなものを含めた研修会という方向で検討してまいりたいと思います。

ページの下部にあります項目3に、研修会で希望するテーマについても掲載していますが、いじめですとか、特別な支援を必要とする子ども、発達障害の子ども・保護者への対応、不当な要求、いわゆるクレマーへの対応といったあたりが校園長、法曹界ともに共通して挙がっているところでありますので、このあたりのテーマを中心に来年度のテーマ設定をしてまいりたいと考えております。

学校法律相談については、校園長から心強い制度であるとか、継続していただきたいというご意見を毎年多くいただいております。今年度は複数の自治体から視察のご希望をいただきまして、その都度港区における学校法律相談制度の現況を紹介させていただいておりますが、どの自治体からもやはり大変充実した体制であるということとか、法曹会と学校側が信頼関係を築いて運営しているということについて素晴らしい、うらやましいという感想をいただいております。今後も学校への支援となるように、研修会の内容等も工夫しながら運営をしてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

中村先生、いかがですか。

○中村委員 いやいやもう。大変よろしいのではないのでしょうか。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 港区立小・中学校における「平成30年度 学校給食費未納状況」の報告について

○教育長 次に「港区立小・中学校における「平成30年度 学校給食費未納状況」の報告につい

て」説明をお願いします。

○学務課長 それでは「港区立小・中学校における『平成30年度 学校給食費未納状況』の報告について」ご報告をいたします。資料ナンバー5をご覧くださいと思います。

1の「学校給食費未納状況」についての表をご覧ください。左側の区分1の②の部分が未納の金額でございます。平成30年度分の未納額ということで平成31年3月31日付の数字です。区分2のところ、全児童・生徒数と未納の児童・生徒数でございます。児童・生徒数については欄外に記載してありますが、平成31年3月1日現在の児童・生徒数となっており、時程に多少乖離がございます。ご承知おきいただければと思います。

一番右側が小学校、中学校の合計です。全体として学校が徴収すべき額として、5億6,863万2,038円、そのうち未納額の総額として69万2,078円となっております。未納の割合は0.12%です。

2の「年度別の学校給食費未納状況」です。一番下の合計欄をご覧ください。例えば28年度末現在で合計欄のところを見ますと、金額として102万3,251円となっております。これが平成31年3月31日現在になりますと、23万762円と未納額としては減少しているところです。28年度末については約102万3,000円、29年度末は約77万4,000円。未納額については年々減少しているところでございます。

一番右側の欄が過去3年の合計の額となっております。小・中合わせた30年度分の未納額である0.12%ですけれども、平成30年7月に発表されました文部科学省の調査では、平成28年度の全国の給食の未納額の割合は、小学校では0.4%、中学校では0.5%となっております。港区の未納率については全国的に見ると低いと言えます。学校での文書、また電話連絡、それから個人面談、家庭訪問での督促が効果を上げているものと考えているところでございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○中村委員 未納の原因ですね。未納の原因。私も学校法律相談委員時代に結構相談があっただけけれども、未納の原因というのはどういう。単に経済的に苦しいというのは当然でしょうけれども、私の経験から行くと、ある、お金持ちなのに払わないという家庭も結構あった記憶が10年前ぐらいはあるのですが、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○学務課長 今回の表の1のところ、30名未納の児童・生徒数がございます。そのうち一番多かったのが口座引き落としの際の残高不足という方が19名いらっしゃいました。それが一番多い原因となっております。この度、30年度の未納の30名については払う意思がないというのは1名もいなかった状況でございます。

以上です。

○中村委員 では、本当に今払えなくてこれだけ残ってしまっているという。払えないという客観的な、なかなか今厳しいというのが、ほぼこの全額ということでよろしいですかね。

○学務課長 経済的に困窮しているという理由よりも、その口座にきちんとお金を用意されていな

かった、残高不足という原因になっていますので、そういったことなのであろうというふうに考えているところでございます。

○中村委員 何度も催促して払ってこないような方もここでいらっしゃるのですか。落ちないからといって催促をかけてもまだ。例えば4月5月ぐらいいにかけて、その後例えば、そういう場合はどうするのですか。その次の月にまとめてもらう、引き落とすのですか、そういう場合は。

○学務課長 基本的に、引き落としの仕方なのですけれども、翌月には引き落としをするのですが、基本的にまとめてというよりも、もう口座引き落としの額は大体決まっていますので、払ってくださいというところで、実際に納入をしてもらうという、そんな流れになっております。

○中村委員 納入というのは、口座の中に入れるということですか。それとも現金で払うのですか。

○教育指導課長 結局口座引き落としというのは、月額いくらと設定をしているので、1回ぐらいいは設定変更ができるのですけれども、それ以上はできない。つまり、現金で事務室へ運んできてくれということで、それが厄介で面倒だから支払わないというのが増えております、私の経験上も。なので、たまっておいていきなり年度末にボンと払ってくださる方がいるので、その辺のところがかようなまとまった額になってくるというのが、現実としてあるのだなというふうに捉えています。

○中村委員 次の月には、ちゃんと落ちればいいのですけれども。

○教育指導課長 次の月には、その次の分しか落ちないのです。

○中村委員 またそれも落ちないで、どんどんどんどん毎月たまっていくような人はいないのですか。

○教育指導課長 それは、います。

○中村委員 そういう人もやはりいる訳ですよ。

○教育指導課長 はい。

○中村委員 それというのは、やはり経済的に厳しいから。

○教育指導課長 経済的というよりも、学校の引き落とし口座が例えば郵貯としますと、自分の給与が郵貯に振り込まれるようになっていないと、郵貯に移さなければならないのだと。要するに例えばどこかの銀行から。それが大変面倒で煩雑で、まとめて最後に年末に払えばいいとか、色々な面倒だという方が今多いのが現状です。

○中村委員 1年分まとめて払うというような人もいるということだな。

そういうのがほとんどだということですか。現状、今30年度は69万円ですよ、この未納というのが。30年度ですから昨年度ですよ。

○教育指導課長 そうです、そうです。

○中村委員 ですよ。だから、これをいまだに払ってないということですよ。

○教育指導課長 この30人というか、7人、8人、30人、合わせて45名ぐらいいいる方たちがそれぞれどういう事情なのか等については、ちょっと私が直接会っていないので。会っていれば校長は分かるはずなのですけれども、そういうことがちりも積もれば、どんどんどんどん大きくなっ

ていくというのは現状としてあるということです。69万円といっても30で割れば2万何がしですから、2、3カ月分とかですよ。

○中村委員 ですよ。

○教育指導課長 個人1人だと、そういう感覚になってしまう。全部集めると相当の額になってしまう。

○中村委員 そうですね。

○教育長 よろしいですか。

そうすると、今現在は、この30年度分はどうか。払っているのですか。引き落としできないのなら現金でも取りに行くとか。現金をもらいに行くとか、してやらないとね。

○学務課長 今月後半にまた改めて調査を実施する予定になっています。未納状況について、より詳しく記載してもらったものを提出してもらいますので、さらに詳しい報告が後程できるかなというふうに思っております。

○教育長 でも可能性はあるのですよね、そういう。要は、払いたくても払えない人はいないのだから、30年度は。

○学務課長 払いたくても払えない人ですか。

○教育長 要は、経済的に困っている人で払えないという人はいない訳でしょう。

○教育指導課長 学校は工夫をして、例えば12月に面談がある。その前に、未納ですから持ってきてくださいと、気のきいた学校は上手に話をして直接会った時には忘れずに持ってきてくださるのです。それを逃すと学校に来る機会というのが限られているので、親御さんたちが、わざわざ会社を休んで学校へ行くというのはなかなか難しいところがある。学校としても、子どもに持たせるのは、なるべくやめてもらっているという現状がある、特に小学生の場合は。それのところのアンバランスさというのは、工夫しないと集まってこないなと思っています。

○教育長 口座振替はできないのですか。

○教育指導課長 口座振替は、今できないようになっている。振り込んでくると振込手数料の問題とか色々とありまして。

○教育長 それはしょうがないじゃない。

○教育指導課長 そこを親御さんに選択肢として示すことはできるかなと思うのですけれども、現金の方が多のかな。

○教育長 面倒くさいというのは、現金で持っていくのも確かに大変だと思うのです。振り込んでしまえばいいじゃない、手数料がかかっても。

○教育指導課長 今、インターネット口座になっているので、家で24時間支払えるようになったので、その辺を頑張ってもらえないのかなと思います。

○中村委員 では、解消方法の問題ということですか、基本。

○教育指導課長 それが大きいかと思えます。

○中村委員 解消方法がちょっと硬直的と言いかるとあれですけども、現金で持っていくと

いう方法になっているから、どうしても払う親の側が払いそびれている。別に払わないつもりはないのだけれども、面倒くさいから、結構これだけたまってしまっていると。それであれば、払う方法をもう少し改善すればよろしいですね。こちら側がそれを改善しないといけないところですよ。

○教育長 今、公会計化が議論されているので、やがて区役所が実務をやるとすれば同じことが言えるので、これはできるだけ少なくしないといけないし、滞納整理という訳ではないけれども、その実務もなくなる訳ではないですか。今、中村委員が言われたように色々な方法をとればですね。ほかによろしいでしょうか。

○学務課長 ちょっと補足といたしますか、今回は未納の30名のうち、生活困窮を理由にされている方は2名いらっしゃいます。ちょっと補足させていただきます。

○教育長 生活困窮2名は、就学援助を受けているの、その人たちは。

○学務課長 それとは別です。就学援助を受けていなくて、生活困窮を理由にしている方が2名いるという。

○教育長 その就学援助までは困っていないということ。

○学務課長 ないということだと思います。

○教育長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 平成30年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について

○教育長 次に「平成30年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、資料ナンバー6「平成30年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」ご報告をさせていただきます。

○教育指導課長 港区独自に、ふれあい月間などそういうところで月々調査しているものを総括したものと、文部科学省の問題行動調査等を比較しながら検証しております。その中で文部科学省の方は、出現率という表現で、認知件数を学校数で今まで割るような形でやっていたのですが、こちらの方は1校当たりではなく1人当たり、児童・生徒数はこう変化が大きいものですから、そのあたりでの発生率ということで指標とさせていただいております。ご覧いただいたとおり、小学校においては平成19年度の0.5%から始まって平成30年度の0.46%ということで、多少は微減してきたものがまたちょっと微増傾向にあることが全体として読み取れます。

中学校におきましては、この平成29年度から30年度にかけて倍以上になっているという現状があります。ここについて、どのようなことが原因なのかということ、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。特に中学校側をご覧くださいと分かりますと、1年生での発生率が15件ということで、非常に増えている。また、2年生については2から6で、数からすると4しか変わらないのですが、3倍というとり方もできるのですが、この辺のところ、特に子どもたちが1年生の時期には色々な学校からあらわれて色々なところ、過去の友達関係とは違うというところ

で発生しやすいということがこの中からも言えるのではないかなというふうに捉えているところでございます。

気になるところは②の「発覚のきっかけ」です。これまでは、中学校においても発覚のきっかけが保護者からの訴えというのは比較的少なかったのですが、中学校においても保護者等からの訴えが増えています。また、ちょっと気をつけないといけないと感じるのが、他の児童・生徒の情報等が港区の場合には今回ゼロ件ということで、今までですと友達関係で助け合いながら先生に言ってくれる子どもがいたのですが、昨年度の調査の中ではいかなかったと。この辺のところの子どもたちや親御さんの傾向が若干変わってきた評価等については今後注視する必要があるのではないかなと考えております。

実際行われているいじめの様態についてですけれども、それについては③「傾向」ということで、やはり「悪口や嫌なことを言われる」というのが相変わらず多いなということが感想です。中学校においてちょっと気になるのが、去年までなかったのですが、仲間外れという形で、さっき言ったように友達関係、友達がかばってくれて教えてくれるというのがなくなった上で、この「仲間外れ、無視」というのが増えていますから、子ども同士の関係づくりというのがこれからますます強くなってくる、必要になってくるのかなというように思っています。

ちょっと小学校においては「強い接触」が2倍になっています。6から11ということで、この傾向の中でちょっと調査しますと、発達障害系でボンとこう行動が出てしまう子をからかったりなんかしてしまったりとか色々なことで、強い接触とかいうことが出やすくなってきているのかなと思います。自分が何かからかわれたと思えばボンとやってしまうとか、そういうところがこれから要注意で子ども同士も分かり合うということが必要なのかなということが指導の中の重点になってくるかなと思っています。

3ページでございます。「いじめ調査結果の考察」ということで、あまり時間もなくなってきておりますので簡潔に言いたいと思いますが、ちょっといじめの傾向が増えているので要注意であることが、まず一つ目言えることだと思います。発見の訴えが保護者からということで、ここについても子どもからの訴えがあるような教師との関係や友達との関係というのをもっと築かなければならないだろうと。それから、やはり「冷やかしからい」というのが相変わらず多いので、そういったところに何を注意していくかということが大事なのかなと。比較すると、「仲間外れ、無視」「強い接触」が増えていると。そういったことも踏まえて、発達障害のお子さんを抱えているケースもありますので、そういったところについての指導を計画的に意図的にやっていく必要があるというふうに考えています。

今後の港区の対応としては、学校ではスクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実というのが一つ考えられますし、生活指導主任会においてよい取組なんかを紹介しながら学校の取組を強化していく必要があると思っています。

教育委員会としては、今年度も12月にございます子どもサミット等において、子どもたちで話し合ってもらって、その結果をまた全港区の子どもたちに伝えていくということと、子ども家庭支

援センター等との連携をしながら「みなと相談ねっと」の活用等の充実を図っていく必要があるというのが、まずいじめの調査の報告でございます。

続きまして4ページでございます。「平成30年度不登校調査」ということで、この不登校の定義は30日以上休んだ子ということになります。このとおり、どんどん不登校が増えていく傾向が小学校の方で見られます。中学校でも、ここに来て急に増え出した感がございます。ちょっとこれは要注意ということですよ。

○教育指導課長 その中で30日以上は休んでいる子が小学校で46、中学校で75。これ、もちろん30日は休んでいるというのは、出席扱い、つばさとかNPOとか塾とか色々なところに行っている子たちも休んだことに計算上はなっていますので、これだけあります。その中で90日以上欠席している子が34、48と去年に比べても増えています。ちょっと考えないといけないのが、出席日数が10日以下の子が9名。さらに小学校では出席が全然できていない子が3名いる。中学校においては10日以下が14名、出席がゼロの子が7名。連絡とか色々体制をきちっと強化していけないといけないなというふうに思っているところでございます。

なお、去年登校できるようになった子、これだけ不登校の子がいたのですけれども、登校できるようになった子が小学校においては5名、中学校においては8名。それから、多少なりとも改善が見られた子が小学校においては8名、中学校では15名ということです。ちなみに、昨年度の進路の結果の調査から見ますと、皆さん高校へは進学をして新たなスタートは切れているということで、中学校や小学校のうちに、どのような学校復帰をするのか。学校復帰をしないとしても、つばさ等々で通いながら学校との関係を密にして、とにかく学校に、学校をやっている時間ではなくてもいいから先生との関係をきちっととるとか、色々な工夫をしていく必要があるのではないかなというのが私の感想でございます。不登校の要因等については、ここに書いてあるとおりでございまして、表にさせていただきますが、いじめを除く友人関係を問題としているお子さんたちがやはり多いのかなということと、もう一つが「家庭に係る状況」ということで、小学校でも13あります。中学校でも27あるのです。あと、左に該当なしということで、このお子さんたちについては、個人の問題であったり、色々なところも含んでおりますが、ちょっと学校の中でも把握し切れないような不登校、また、起立性調節障害で不登校になりたくないのだけれども、どうしても起きられないというお子さんも今現在としてはいるんだということは、我々はよく知っておく必要があるかなと思っております。

最後、6ページでございます。不登校調査の結果ということで、先程申しましたように、全国も港区も増えているということです。要因の中には子どもたちの「不安」というのとか、「無気力」というふうに見えるのでしょけれども、そういったものがちょっとあります。気になるのは「家庭に係る状況」ということで、先程の子どもの支援ということでやはり充実していく必要があるのだろうなと思っております。

学校としては不登校一人ひとりに対して、不登校生徒の理解や教育の支援シートを活用した、担任がきめ細やかな対応をするようなことをやっていく必要がある。教育委員会としては、生活指導

主任会等において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関連機関との相談体制のあり方をもう一回周知しながら連携した不登校の解消、または解消できなくても学校とのかかわりを充実するという一つやっていきたいなと思っております。

もう一つ、これから大きな課題としては、国の方でも言っているのですけれども、ICTを活用した授業を受けていない子が受けられるような支援とかそういったものについても、これから本格的に検討や研究を進めていかなければならないと思っています。とりあえず来年度については、つばさ教室においてE d T e c hと言われる自学自習できるようなアプリケーション、先生がいなくても自分でできるようなアプリケーションを入れた実践等もやりながら、そういったものを不登校のお子さんたちにもできるようにとか、またはT e a m s というテレビ電話システムアプリケーション、そこを使った担任との面談とか、つばさに行きながら担任とも面談できるとか、ちょっと工夫しながら先の施策について、もう少し検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○薩田委員 いじめの原因として「仲間外れ、無視」が増加しているというのがあったのですが、これはL I N Eとかそういうもの、今そういうことでそういうのが多いのか、それとも実際の学校にいて、そういうことが顕著にあらわれることが多いのか。どっちなのかなと思ひまして。

○教育指導課長 すごく気になる場所なのですけれども、中学生あたりは、L I N E上でこう言葉のやりとりの中で誤解があって、それがきっかけで数日間、仲間外れとか無視とかいうのは発生しやすいのかなと思っています。

小学校においては、ちょっと発達障害のお子さんが、実際、最近あった事例なののですけれども、そのお子さん同士の中で、その子がいた時に「無視しちゃおう」みたいな発言をして、そこにみんなが流されていくというような事例も最近出ています。なので、そういう時に自分で自分のことを判断する力というのを育てていかないと、「いや、そんなことしてはいけないのだよ」というような子が出ないと、こういうことが増えていくのかなというのが気になるところでございます。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 いじめで「傾向」のところで、「物品へのいたずら」というのが増えているのですけれども、これは例えば鉛筆を隠すとかそういう類ですか。

○教育指導課長 そういったものもいまだにあるということと、ただこの場合いじめられたというのが、誰かが持っていったのが、全く担任が調べても分からないというケースがあって、本当にそのクラスの子がいじめとしてやったのか。例えば誰かが何か机にあるものをちょっと借りて行ってそのまま返さないとか、そういう事例も中にあるので、本当にいじめだったのか、単に持っていったのかということも曖昧なののですけれども、子どもがいじめられたというふうに認識したら、ここには数値は出るというところで、そのところがちょっと精査し切れていないところでございます。

○中村委員 なるほど。では、いたずらではない可能性もある数字も含まれているということですか。なるほど。何か古典的ないたずらですね、昔からの。

○教育指導課長 上履きが隠されたとなると、まさにそれはターゲットとして狙っているのですけれども、教室の中にある例えば机の中に入っている教科書を例えば友達同士で、隣のクラスに行つて、次何とかなの授業だ、自分は忘れちゃった、借りていこう。机にあるやつわって借りていったときに、そうやって置き忘れたり返さなかったりするケースもやはり学校のリアルな現場では起こっていて、後で気づくと、例えば音楽の教科書を借りていて音楽室にポツンと残っていて「あの子だ」と後から数カ月後に気づくというケースもなきにしもあらずというのが現状でございます。ただ、上履き隠しについては今のところ報告としては聞いていません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 大丈夫です。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 後援名義等の9月使用承認について

8 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について

9 生涯学習スポーツ振興課の9月各事業別利用状況について

10 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について

11 図書館・郷土歴史館の9月行事实績について

12 図書館の9月分利用実績について

13 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について

14 11月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の9月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の9月各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の9月行事实績について」「図書館の9月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の11月行事予定について」「11月教育指導課事業予定について」、この8件の定例報告については配布資料のとおりです。各報告事項についてご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日、予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会は11月21日木曜日午後2時から開催の予定ですので、よろしくお祈いします。

お疲れさまでした。

(午後1時00分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 山 内 慶 太